

研究部

(1)～(19) 略

(栃木県林業大学校)

第57条 栃木県林業大学校は、林業に関する教育及び研修を行うことにより、本県における次代の林業を担う人材の育成を図るため、次の業務を行う。

- (1) 林業に関する教育及び研修に関すること。
- (2) 林業技術の普及に関すること。

2 栃木県林業大学校は、宇都宮市に置く。

3 栃木県林業大学校に、総務課及び教務課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 予算の経理に関すること。
- (5) 財産の保全に関すること。
- (6) 現金、有価証券等の出納保管に関すること。
- (7) 物品の出納保管に関すること。
- (8) 生産物の売払その他の処分に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教務課の主管に属しない事務に関すること。

教務課

- (1) 林業者等に対する専門的知識及び技術の教育及び研修に関すること。
- (2) 林業機械等及び車両の技能研修に関すること。
- (3) 林業技術の普及教育に関すること。

第58条及び第59条 削除

(栃木県農業総合研究センター)

第70条 栃木県農業総合研究センターは、農業の発展方向に対応しつつ普及及び指導奨励に直接役立つ技術の確立を図るとともに、環境と調和した農業生産に資するため、次の業務を行う。

- (1)～(4) 略
- (5) 肥料、飼料及び農薬に関すること。
- (6) 植物の検疫及び病害虫の防除に関すること。
- (7) 略

2 栃木県農業総合研究センターは、宇都宮市に置く。

3 栃木県農業総合研究センターに、管理部、環境技術指導部及び研究開発部を置き、管理部に管理課を、環境技術指導部に検査指導課及び防除課を、研究開発部に水稻研究室、麦類研究室、野菜研究室、果樹研究室、花き研究室、生物工学研究

研究部

(1)～(19) 略

第57条から第59条まで 削除

(栃木県農業試験場)

第70条 栃木県農業試験場は、農業の発展方向に対応しつつ普及及び指導奨励に直接役立つ技術の確立に関する開発的試験研究を行うため、次の業務を行う。

- (1)～(4) 略

(5) 略

2 栃木県農業試験場は、宇都宮市に置く。

3 栃木県農業試験場に、管理部及び研究開発部を置き、管理部に管理課を、研究開発部に水稻研究室、麦類研究室、野菜研究室、果樹研究室、花き研究室、生物工学研究

室、病理昆虫研究室及び土壌環境研究室を置く。

4 各部課研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部
管理課

- (1)～(7) 略
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境技術指導部及び研究開発部の主管に属しない事務に関する事

環境技術指導部

検査指導課

- (1) 肥料及び飼料の立入検査に関する事
- (2) 肥料及び飼料の分析検査に関する事
- (3) 肥料の生産登録に関する事
- (4) 飼料の検定に関する事
- (5) 農薬の取締り及び安全使用の指導に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防除課の主管に属しない事務に関する事

防除課

- (1) 病虫害防除の企画及び指導に関する事
- (2) 病虫害の発生予察に関する事
- (3) 植物の検疫に関する事
- (4) 植物防疫情報に関する事

研究開発部 略

5 栃木県農業総合研究センターに研究所及び農場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------------------|----|
| 栃木県農業総合研究センター いちご研究所 | 略 |
| 栃木県農業総合研究センター 原種農場 | 略 |

6 略

(栃木県農業大学校)

第71条 略

2・3 略

4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

事務部
総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 予算、決算及び会計事務に関する事
- (5)～(10) 略
- (11) 各部課間の連絡調整に関する事
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他部課の主管に属しない事務に関する事

学生課

- (1) 学生及び研修生の身分及び賞罰に関する事
- (2) 学生の保健衛生に関する事

室、病理昆虫研究室及び土壌環境研究室を置く。

4 各部課研究室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部
管理課

- (1)～(7) 略
- (8) 前各号に掲げるもののほか、研究開発部の主管に属しない事務に関する事

研究開発部 略

5 栃木県農業試験場に研究所及び農場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------------|----|
| 栃木県農業試験場いちご研究所 | 略 |
| 栃木県農業試験場原種農場 | 略 |

6 略

(栃木県農業大学校)

第71条 略

2・3 略

4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

事務部
総務課

- (1)～(3) 略
- (4) 予算の経理に関する事
- (5)～(10) 略
- (11) 各部間の連絡調査に関する事
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他部の主管に属しない事務に関する事

学生課

- (1) 学生及び研修生の身分に関する事
- (2) 給食及び保健衛生に関する事

- (3) 学生_____の募集、入学及び卒業に関すること。
- (4) 学生の成績及び学籍簿_____に関すること。
- (5) 外部講師_____に関すること。
- (6) 略
- (7) 全国農業大学校協議会に関すること。
- (8) 同窓会・後援会の運営支援に関すること。

教務部

- (1) 農業総合学科、畜産学科及びいちご学科の教育に関すること。

(2)・(3) 略

第79条から第87条まで 削除

- (3) 学生及び研修生の募集_____に関すること。
- (4) _____学籍簿及び受講者台帳に関すること。
- (5) 文献、図書その他資料収集保管に関すること。
- (6) 略

教務部

- (1) 農業経営、園芸経営及び畜産経営_____の教育に関すること。
- (2) 作物、園芸、畜産及び食品科学に関する高度な専門的教育に関すること。
- (3) 教育計画の立案に関すること。
- (4)・(5) 略

第79条から第86条まで 削除

(栃木県公園事務所)

第87条 栃木県公園事務所は、栃木県総合運動公園、栃木県井頭公園、栃木県中央公園、栃木県鬼怒グリーンパーク（公営企業管理者が行う地域振興事業の事業区域を除く。）、栃木県那須野が原公園、栃木県みかも山公園、栃木県日光だいや川公園、栃木県とちぎわんぱく公園及び栃木県日光田母沢御用邸記念公園の施設整備及び管理運営に関する業務を行う。

- 2 栃木県公園事務所は、宇都宮市に置く。
- 3 栃木県公園事務所に、総務課及び工務管理課を置く。
- 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- (5) 物品の出納保管に関すること。
- (6) 工事請負契約に関すること。
- (7) 県有財産の維持管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 公園内の許認可（技術に関するものを除く。）に関すること。
- (10) 公園の管理運営（技術に関するものを除く。）に関すること。
- (11) 緑の相談業務に関すること。
- (12) 現金の保管に関すること。
- (13) 公共用地の取得及び補償に関すること。
- (14) 公共用地の登記に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に

(支所長、分室長、技術支援センター長、校長、研究所長及び農場長)

第91条の2 出先機関に置かれた支所に支所長、分室に分室長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校（県北産業技術専門校等に限る。）に校長、研究所（栃木県農業総合研究センターいちご研究所に限る。）に研究所長、農場に農場長を置く。

2 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

| 主管部局課室 | | 附属機関 |
|--------|-------|---|
| 略 | | |
| 保健福祉部 | 保健福祉課 | 栃木県社会福祉協議会 |
| | 医療政策課 | 略 栃木県准看護師試験委員 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会 |
| | 略 | 略 |
| | 医薬・生活 | 略 |

属しない事務に関すること。

工務管理課

- (1) 公園の施設整備工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 公園の施設整備工事の施行、監督及び検査に関すること。
- (3) 公園施設の維持管理に関する工事の調査及び設計に関すること。
- (4) 公園施設の維持管理に関する工事の施行、監督及び検査に関すること。
- (5) 公園内の許認可（技術に関することに限る。）に関すること。
- (6) 公園の管理運営（技術に関することに限る。）に関すること。
- (7) 公園施設の維持修繕に関すること。
- (8) 公園施設の災害復旧工事に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属さない公園の施設整備及び技術に関すること。

(支所長、分室長、技術支援センター長、校長、研究所長及び農場長)

第91条の2 出先機関に置かれた支所に支所長、分室に分室長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校（県北産業技術専門校等に限る。）に校長、研究所（栃木県農業試験場いちご研究所に限る。）に研究所長、農場に農場長を置く。

2 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

| 主管部局課室 | | 附属機関 |
|--------|-------|---|
| 略 | | |
| 保健福祉部 | 保健福祉課 | 栃木県社会福祉協議会 <u>地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会</u> |
| | 医療政策課 | 略 栃木県准看護師試験委員 |
| | 略 | 略 |
| | 生活衛生課 | 略 |

| | | | | | |
|-------|-------|--|-------|-------|--|
| | 衛生課 | とちぎ食の安全・安心推進会議 栃木県麻薬中毒審査会 栃木県地方薬事審議会 栃木県薬物指定審査会 | | | とちぎ食の安全・安心推進会議 |
| | 略 | 略 | | 薬務課 | 栃木県麻薬中毒審査会 栃木県地方薬事審議会 栃木県薬物指定審査会 |
| 略 | | | 略 | 略 | 略 |
| 県土整備部 | 略 | 略 | 県土整備部 | 略 | 略 |
| | 都市政策課 | 略 | | 都市計画課 | 略 |
| | 略 | 略 | | 略 | 略 |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(栃木県公衆浴場審議会規則の一部改正)
- 栃木県公衆浴場審議会規則（昭和36年栃木県規則第71号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、保健福祉部 <u>医薬・生活衛生課</u> において所掌する。 | (庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、保健福祉部 <u>生活衛生課</u> において所掌する。 |

(栃木県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

- 栃木県開発登録簿閲覧規則（昭和45年栃木県規則第67号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (閲覧所の設置) 第 2 条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第 1 項の規定により、登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を栃木県県土整備部 <u>都市政策課</u> 内に置く。 | (閲覧所の設置) 第 2 条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第 1 項の規定により、登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を栃木県県土整備部 <u>都市計画課</u> 内に置く。 |
| (閲覧の手続等) 第 6 条 登録簿を閲覧しようとする者は、備え付けの開発登録簿閲覧申請簿（別記様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、栃木県県土整備部 <u>都市政策課長</u> （以下「 <u>都市政策課長</u> 」という。）の承認を得なければならない。 | (閲覧の手続等) 第 6 条 登録簿を閲覧しようとする者は、備え付けの開発登録簿閲覧申請簿（別記様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、栃木県県土整備部 <u>都市計画課長</u> （以下「 <u>都市計画課長</u> 」という。）の承認を得なければならない。 |
| 2 略 | 2 略 |

(閲覧の停止又は禁止)
第9条 都市政策課長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 (1)～(3) 略

(閲覧の停止又は禁止)
第9条 都市計画課長は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 (1)～(3) 略

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(許可証の交付) 第8条 知事又は<u>栃木県宇都宮土木事務所長</u>（以下「所長」という。）は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者に対し、次の表に掲げる名称及び様式の許可証を交付するものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> | <p>(許可証の交付) 第8条 知事又は<u>栃木県公園事務所長</u>（以下「所長」という。）は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若しくは第3項の規定により許可を受けた者に対し、次の表に掲げる名称及び様式の許可証を交付するものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> |
| <p>(保管した工作物等の一覧簿) 第10条の3 条例第10条の3第2項の保管した工作物等の一覧簿を閲覧に供する場所は<u>栃木県宇都宮土木事務所</u>とし、その閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 略</p> | <p>(保管した工作物等の一覧簿) 第10条の3 条例第10条の3第2項の保管した工作物等の一覧簿を閲覧に供する場所は<u>栃木県公園事務所</u>とし、その閲覧時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 略</p> |

(栃木県飼料検定条例施行規則の一部改正)

- 5 栃木県飼料検定条例施行規則（昭和53年栃木県規則第62号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(飼料検定申請書の提出) 第2条 条例第2条の規定により検定の申請をしようとする者は、別記様式第1号による飼料検定申請書を正副3部<u>農業総合研究センター所長</u>に提出しなければならない。</p> | <p>(飼料検定申請書の提出) 第2条 条例第2条の規定により検定の申請をしようとする者は、別記様式第1号による飼料検定申請書を正副3部<u>農業環境指導センター所長</u>に提出しなければならない。</p> |

別記様式第1号及び別記様式第2号中「栃木県農業環境指導センター所長」を「栃木県農業総合研究センター所長」に改める。

(栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 6 栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(登録簿の閲覧) 第17条の7 条例第26条の5の規定により登録簿を閲覧に供する場所は、<u>栃木県県土整備部都市政策課</u>とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。</p> <p>(監督処分簿の閲覧場所等)</p> | <p>(登録簿の閲覧) 第17条の7 条例第26条の5の規定により登録簿を閲覧に供する場所は、<u>栃木県県土整備部都市計画課</u>とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。</p> <p>(監督処分簿の閲覧場所等)</p> |

第25条 条例第29条の3第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部都市政策課とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。
2・3 略

第25条 条例第29条の3第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部都市計画課とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。
2・3 略

(栃木県景観審議会規則の一部改正)

- 7 栃木県景観審議会規則（平成15年栃木県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (庶務) 第6条 審議会の庶務は、県土整備部 <u>都市政策課</u> において処理する。 | (庶務) 第6条 審議会の庶務は、県土整備部 <u>都市計画課</u> において処理する。 |

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

- 8 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年栃木県規則第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (栃木県薬物指定審査会) 第8条 略 2～6 略 7 審査会の庶務は、保健福祉部 <u>医薬・生活衛生課</u> において処理する。 8 略 | (栃木県薬物指定審査会) 第8条 略 2～6 略 7 審査会の庶務は、保健福祉部 <u>薬務課</u> において処理する。 8 略 |

(栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正)

- 9 栃木県流域下水道事業財務規則（令和2年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (事務の決裁、専決及び委任) 第2条 流域下水道事業の業務に係る事務のうち、知事の決裁事項は、別表第1の知事決裁事項の欄に掲げるとおりとし、県土整備部長（以下「部長」という。）の専決事項は、同表の部長専決事項の欄に掲げるとおりとし、 <u>上下水道課長</u> （以下「課長」という。）の専決事項は、同表の課長専決事項の欄に掲げるとおりとする。 2・3 略 (企業出納員) 第3条 略 2 前項の企業出納員は、知事が指定する <u>上下水道課</u> の総括課長補佐及び下水道管理事務所の総括所長補佐をもって充てる。 3 第1項に規定する企業出納員が欠けたとき又は不在のときは、知事が指定する <u>上下水道課</u> の職員又は下水道管理事務所の職員がその職務を行う。 | (事務の決裁、専決及び委任) 第2条 流域下水道事業の業務に係る事務のうち、知事の決裁事項は、別表第1の知事決裁事項の欄に掲げるとおりとし、県土整備部長（以下「部長」という。）の専決事項は、同表の部長専決事項の欄に掲げるとおりとし、 <u>都市整備課長</u> （以下「課長」という。）の専決事項は、同表の課長専決事項の欄に掲げるとおりとする。 2・3 略 (企業出納員) 第3条 略 2 前項の企業出納員は、知事が指定する <u>都市整備課</u> の総括課長補佐及び下水道管理事務所の総括所長補佐をもって充てる。 3 第1項に規定する企業出納員が欠けたとき又は不在のときは、知事が指定する <u>都市整備課</u> の職員又は下水道管理事務所の職員がその職務を行う。 |

(管理換え)

第49条 上下水道課と下水道事務所との間において、棚卸資産の管理換えを行おうとするときは、管理換え要求(承諾)書及び管理換え送付(受領)書により行わなければならない。

(管理換え)

第49条 都市整備課と下水道事務所との間において、棚卸資産の管理換えを行おうとするときは、管理換え要求(承諾)書及び管理換え送付(受領)書により行わなければならない。

(人事課)